

○男鹿地区消防一部事務組合現場活動における 安全管理要綱

平成 29 年 6 月 28 日
要 綱 第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、男鹿地区消防一部事務組合職員安全衛生管理規程（昭和 60 年消本訓令第 1 号）第 5 条の規定に基づき、現場活動における安全管理に関し必要な事項を定め、事故防止に資することを目的とする。

(安全管理の基本)

第 2 条 現場活動における安全管理の基本事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全管理は、自己管理が基本であることを認識し、自らの安全は自らが確保する認識をもって、いかなる場合も安全行動に徹すること。
- (2) 災害実態を十分把握し、活動環境を見極めたうえで活動すること。
- (3) 指揮者は隊員の行動を掌握し、隊員は単独行動を慎むこと。
- (4) 個人が装着する装備品は、自ら点検、整備を行うなど維持管理に努めること。

(安全管理体制)

第 3 条 現場活動時の安全管理体制は次のとおりとする。

- (1) 現場活動における安全管理の主体は、現場指揮者（各級指揮者をいう。以下同じ。）及び各小隊の隊員とする。
- (2) 現場指揮者は早期に災害実態を把握し、各小隊に活動方針を示すとともに、その活動環境を把握し、安全確保に努めるものとする。
- (3) 隊員は、現場指揮者の統制のもと、隊員相互に連携するとともに、安全用保護具等を有効に活用し、安全確保に努めるものとする。

(安全管理業務)

第 4 条 通信指令室は次に掲げる安全管理対策を行うものとする。

- (1) 災害覚知の内容から危険が予測される場合は、出動指令の際に出動隊に対して安全確保に必要な指示をすること。
- (2) 先着隊の現場情報、または続報等により危険が予測される場合は、後着隊に対して安全の確保に必要な指示をすること。
- (3) 危険物等に関する事前情報又は現場情報を得た場合は、出動隊に当該情報を周知すること。

- (4) 災害状況、情報等に基づき、現場活動における安全の確保に必要なものと認める場合、または現場指揮者から要請があったときは、警察、電気事業者、ガス事業者等関係機関に対し、現場への出向を要請すること。
- 2 現場指揮者は、次に掲げる安全管理対策を行うこととする。
 - (1) 災害の規模、状況等を的確に把握し、危険が予測される場合は、時機を失することなく必要な措置を講ずること。
 - (2) 災害の規模、状況等により、現場の出動隊で対応することが困難と判断した場合は、速やかに応援隊を要請すること。
 - (3) 現場活動の安全管理上必要と判断した場合は、警察、電気事業者、ガス事業者等関係機関に対し、現場への出向を要請すること。
- 3 各出動隊の小隊長は、現場活動中に危険が予測される場合は、直ちに現場指揮者に報告すること。
- 4 各出動隊の隊員は、資器材、装備等の操作、装着等を確実にを行い、安全の確保に努めること。

(安全管理に関する教育)

- 第5条** 男鹿地区消防一部事務組合安全衛生管理規程第3条に定める安全管理者（以下「安全管理者」という。）は、職員に対して安全管理に関する教育を行うとともに、安全管理業務に必要な資機材の整備に努めるものとする。
- 2 安全管理を担当する職員は、安全管理業務に関して自己研修に努めるとともに、隊員に対し安全管理に必要な知識・技術等を教育するよう努めるものとする。
 - 3 安全管理に関する教育及び自己研鑽にあたっては「警防活動時における安全管理マニュアル」（消防庁）を有効に活用すること。

(受傷事故発生時の措置)

- 第6条** 受傷事故が発生した場合は、救命処置を最優先とし、受傷程度を最小限にするための措置を講ずること。
- 2 現場指揮者は、事故の状況を把握したうえで、災害現場の管理を徹底し混乱を防止すること。

(事故の報告)

- 第7条** 安全管理者は、災害現場活動時に事故が発生した場合に、当該事故の内容を速やかに男鹿地区消防一部事務組合安全衛生管理規程第3条に定める総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(雑則)

- 第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。